

Smart Data Platform サービス利用規約 共通編 【現改比較表】2025 年 4 月 30 日現在	
～2025 年 5 月 29 日	2025 年 5 月 30 日～

Smart Data Platform サービス利用規約 共通編			Smart Data Platform サービス利用規約 共通編		
			附則(令和 7 年 4 月 25 日 CNS3 サ第 000400001221-01 号) (実施期日) 1 この改正規定は、令和 7 年 5 月 30 日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している、別冊(データ利活用)の別紙 2 可視化の BI/BA ツール TIBCO Spotfire®については、令和 7 年 5 月 30 日を以て廃止します。 3 当社は、前項のサービス提供の廃止に伴い発生する損害(現に蓄積している情報の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。)については、責任を負いません。 4 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。		
			附則別表 2 「ECL2.0」の定義(令和 3 年 5 月 20 日付 DPS サ第 00786158 号関連)		
別冊(カテゴリー)	サブカテゴリー	メニュー	別冊(カテゴリー)	サブカテゴリー	メニュー
データ利活用	加工	(略)	データ利活用	加工	(略)
	可視化	BI/BA ツール TIBCO Spotfire®			